

## 電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「改正法」という。）附則の規定に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の審査基準及び同法第12条第1項の処分の基準は、次のとおりとする。

### 第1 審査基準

- (1) 改正法附則第22条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法第5条の規定による改正前のガス事業法（昭和29年法律第51号。以下「特定旧法」という。）第7条第3項の事業開始の指定期間の延長

特定旧法第7条第3項の規定による事業開始の指定期間の延長の諾否に当たっては、天災等による事故の場合や、事業の許可の際には予想されなかったような景気変動、都市計画又は道路計画等の遅延等の経済的社会的事情による場合など、旧一般ガスみなしガス小売事業者の責に帰すべき事由以外の正当な事由が存すると認められるか否かを判断するものとする。

- (2) 特定旧法第10条第1項の指定旧供給区域等小売供給の譲渡し及び譲受けの認可

特定旧法第10条第1項の指定旧供給区域等小売供給の譲渡し及び譲受けの認可に係る審査基準については、譲受者について、第1（7）を準用するものとする。

- (3) 特定旧法第10条第2項の法人の合併及び分割の認可

特定旧法第10条第2項の法人の合併及び分割の認可に係る審査基準については、合併後及び分割後の法人について、第1（7）を準用するものとする。

- (4) 特定旧法第13条第1項の指定旧供給区域等小売供給の休止及び廃止の許可

特定旧法第13条第1項の指定旧供給区域等小売供給の休止及び廃止の許可については、同条第3項に許可の基準が規定されており、更に具体的な審査基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。

- (5) 特定旧法第13条第2項の法人の解散決議等の認可

特定旧法第13条第2項の法人の解散決議等の認可については、同条第3項に認可の基準が規定されており、更に具体的な審査基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。

- (6) 特定旧法第20条ただし書の特別供給条件の認可

特定旧法第20条ただし書の特別供給条件の認可に当たっては、例えば、災害を受けた地域につ

いて緊急かつ臨時的に料金を割り引く必要が生じた場合、無ガス地区に対するガスの普及のため、将来の需要を考慮して設置する本支管等について、将来その本支管等によりガスの供給を受けることとなる予定者も含めたガスの使用者から均等に工事負担金を徴収する場合、及び指定旧供給区域等小売供給約款で定める熱量と異なる熱量でのガスを供給する必要がある場合など、一般的な供給条件になじまない場合であるか否か、消費者利益の増進に資するか否か、旧一般ガスみなしガス小売事業者の健全な発展に資するか否か、他のガスの使用者への悪影響がないか否かを判断するものとする。

(7) 改正法附則第23条第1項の指定旧供給区域等の変更の許可

改正法附則第23条第1項の指定旧供給区域等の変更の許可に係る審査基準については、同条第2項に許可の基準が定められているところであるが、その審査基準は、次のとおりとする。

① 同項第1号関係

「指定旧供給区域等需要に適合すること」とは、増加しようとする区域において、指定旧供給区域等小売供給約款が適用され得る者が存在することをいうものとする。

② 同項第2号関係

「適確に」とは、健全な状態のままを長期的に継続できることをいうものとする。

「遂行するに足りる」の判断に当たっては、具体的な根拠を必要とする。「経理的基礎」には、当該事業の遂行のための経理面に係る事項全般を含めたものとし、運転資金等の調達方法、有利子負債の返済計画等を確保するのみならず、経営の堅実性も求められるものとする。

③ 同項第3号関係

「計画が確実であること」とは、指定旧供給区域等小売供給の計画が確実な資料に基づいて組み立てられていること、例えば、需要想定、供給力算定に加え、かかる資料に基づき組み立てられた計画それ自体が確実なものと判断され得るものであることを意味する。

④ 同項第4号関係

「必要な供給能力を確保できること」とは、供給能力がその指定旧供給区域等の指定旧供給区域等需要に対し不足しないことをいうものとする。

(8) 改正法附則第23条第5項の期間の延長

改正法附則第23条第5項の期間の延長に係る審査基準については、上記(1)を準用するものとする。

(9) 改正法附則第24条第1項の指定旧供給区域等小売供給約款の認可及び変更の認可

改正法附則第24条第1項の指定旧供給区域等小売供給約款の認可又は変更の認可の基準については、同条第2項に定められているとおりであるが、その審査基準は次のとおりとするほか、「旧一般ガスみなしガス小売事業者指定旧供給区域等小売供給約款料金審査要領」(別添1)のとおりとする。

る。

① 同項第1号関係

いわゆる原価主義に基づくものであることを定めたものであり、「能率的な経営の下における適正な原価」とは、旧一般ガスみなしガス小売事業者としてなすべき企業努力を払った場合を前提とした原価を意味し、「適正な原価に適正な利潤を加え」とは、実績及び合理的な将来の予想等を基礎として算出した製造費、供給販売費及び一般管理費の適正な額に、事業の合理的な発展を遂げるに必要な資金を調達することができる程度の適正な支払利子及び配当をまかなうに足りうるものを加えることをいう。

② 同項第3号関係

「旧一般ガスみなしガス小売事業者及びガスの使用者の責任に関する事項」とは、旧一般ガスみなしガス小売事業者の供給責任、供給停止の際の免責、ガスの使用者の料金支払義務、事故の際の連絡義務その他指定旧供給区域等小売供給約款遵守義務をいう。

「導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法」とは、内管の売渡し制度、本支管等に関する工事負担金制度をいう。

③ 同項第4号関係

指定旧供給区域等需要に対して、料金、工事費のみならず、全ての供給条件について公平でなければならないことを意味する。ただし、ここでは、実質的な公平を意味し、正当な理由に基づいて、料金その他の供給条件に合理的な差別を設けることまでも否定するものではない。

(10) 改正法附則第25条の旧認可供給条件の承認

改正法附則第25条の旧認可供給条件の承認に係る審査基準については、特定旧法第20条ただし書の指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件の承認を受けたとみなすべき場合とし、より具体的には、改正法第5条の規定による改正前のガス事業法（以下「旧ガス事業法」という。）第20条ただし書の規定により供給約款以外の供給条件として承認を受けた場合とする。

(11) 改正法附則第28条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法第5条による改正前のガス事業法（以下「特別旧法」という。）第37条の6の2ただし書の特別供給条件の認可

特別旧法第37条の6の2ただし書の特別供給条件の認可に当たっては、例えば、災害を受けた地域について緊急かつ臨時的に料金を割引く必要が生じた場合など、一般的な供給条件になじまない場合であるか否か、消費者利益の増進に資するか否か、旧簡易ガスみなしガス小売事業者の健全な発展に資するか否か、他のガスの使用者への悪影響がないか否かを判断するものとする。

(12) 特別旧法第37条の7第1項において準用する同法第7条第3項の指定期間の延長

特別旧法第37条の7第1項において準用する特別旧法第7条第3項の指定期間の延長に係る審

査基準については、上記（１）を準用するものとする。

- （１３）特別旧法第３７条の７第１項において準用する同法第１０条第１項の指定旧供給地点小売供給の譲渡し及び譲受けの認可

特別旧法第３７条の７第１項において準用する特別旧法第１０条第１項の指定旧供給地点小売供給の譲渡し及び譲受けの認可に係る審査基準については、譲受者について、第１（１７）を準用するものとする。

- （１４）特別旧法第３７条の７第１項において準用する同法第１０条第２項の法人の合併及び分割の認可

特別旧法第３７条の７第１項において準用する特別旧法第１０条第２項の法人の合併及び分割の認可に係る審査基準については、合併後及び分割後の法人について、第１（１７）を準用するものとする。

- （１５）特別旧法第３７条の７第１項において準用する同法第１３条第１項の指定旧供給地点小売供給の休止及び廃止の許可

特別旧法第３７条の７第１項において準用する特別旧法第１３条第１項の指定旧供給地点小売供給の休止及び廃止の許可については、同条第３項に許可の基準が規定されており、更に具体的な審査基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。

- （１６）特別旧法第３７条の７第１項において準用する同法第１３条第２項の法人の解散決議等の認可

特別旧法第３７条の７第１項において準用する特別旧法第１３条第２項の法人の解散決議等の認可については、同条第３項に認可の基準が規定されており、更に具体的な審査基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。

- （１７）改正法附則第２９条第１項の指定旧供給地点の変更の許可

改正法附則第２９条第１項の指定旧供給地点の変更の許可に係る審査基準については、同条第２項に許可の基準が定められているところであるが、その審査基準は、次のとおりとする。

① 同項第１号関係

指定旧供給地点の増加は、ガスの供給に対する要望を前提とするものでない限り認められないものとする。また、「適合」を判断する際には、料金その他の供給条件等がガスの使用者の意向に適合するか否か、といった点も考慮するものとする。

② 同項第２号関係

「適確に」とは、健全な状態のままを長期的に継続できることをいうものとする。

「遂行するに足りる」の判断に当たっては、具体的な根拠を必要とする。「経理的基礎」には、

当該事業の遂行のための経理面に係る事項全般を含めたものとし、設備資金、運転資金等の調達方法、有利子負債の返済計画等を確保するのみならず、経営の堅実性も求められるものとする。

③ 同項第3号関係

「計画が確実であること」とは、指定旧供給地点小売供給の計画が確実な資料に基づいて組み立てられていること、例えば、需要想定、供給力算定、土地取得等の確実性に加え、かかる資料に基づき組み立てられた計画それ自体が確実なものと判断され得るものであることを意味する。

④ 同項第4号関係

「必要な供給能力を確保できること」とは、供給能力がその指定旧供給地点の指定旧供給地点需要に対し不足しないことをいうものとする。

(18) 改正法附則第29条第5項の期間の延長

改正法附則第29条第5項の期間の延長に係る審査基準については、上記(1)を準用するものとする。

(19) 改正法附則第30条第1項の指定旧供給地点小売供給約款の認可及び変更の認可

改正法附則第30条第1項の指定旧供給地点小売供給約款の認可又は変更の認可の基準については、同条第2項に定められているとおりであるが、その審査基準は次のとおりとするほか、「旧簡易ガスみなしガス小売事業者指定旧供給地点小売供給約款料金審査要領」(別添2)のとおりとする。

① 同項第1号関係

いわゆる原価主義に基づくものであることを定めたものであり、「能率的な経営の下における適正な原価」とは、旧簡易ガスみなしガス小売事業者としてなすべき企業努力を払った場合を前提とした原価を意味し、「適正な原価に適正な利潤を加え」とは、実績及び合理的な将来の予想等を基礎として算出した営業費等の適正な額に、事業の合理的な発展を遂げるに必要な資金を調達することができる程度の適正な支払利子及び配当をまかなうに足りうるものを加えることをいう。

② 同項第3号関係

「旧簡易ガスみなしガス小売事業者及びガスの使用者の責任に関する事項」とは、旧簡易ガスみなしガス小売事業者の供給責任、供給停止の際の免責、ガスの使用者の料金支払義務、事故の際の連絡義務その他指定旧供給地点小売供給約款遵守義務をいう。

「導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法」とは、内管の売渡し制度、本支管等に関する工事負担金制度をいう。

③ 同項第4号関係

指定旧供給地点需要に対して、料金、工事費のみならず、全ての供給条件について公平でなければならないことを意味する。ただし、ここでは、実質的な公平を意味し、正当な理由に基づいて、料金その他の供給条件に合理的な差別を設けることまでも否定するものではない。

## (20) 改正法附則第31条の旧認可供給条件の承認

改正法附則第31条の旧認可供給条件の承認に係る審査基準については、特別旧法第37条の6の2ただし書の指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたとみなすべき場合とし、旧ガス事業法第37条の6の2ただし書の規定により供給約款以外の供給条件として認可を受けた場合とする。

## 第2 処分の基準

### (1) 改正法附則第22条第1項の指定旧供給区域等の指定

改正法附則第22条第1項の指定旧供給区域等の指定の基準については、同項に定められているとおりであり、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第22条第1項及び第28条第1項の経済産業大臣の指定に係る処分基準等」(別添3)のとおりとする。

### (2) 特定旧法第14条第1項のガス小売事業の登録の取消し

特定旧法第14条第1項のガス小売事業の登録の取消しについては、同項に取消しの基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

### (3) 特定旧法第14条第2項のガス小売事業の登録の取消し

特定旧法第14条第2項のガス小売事業の登録の取消しについては、同項に取消しの基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

### (4) 特定旧法第15条第1項の指定旧供給区域等の増加の許可の取消し

特定旧法第15条第1項の指定旧供給区域等の増加の許可の取消しについては、同項に取消しの基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

### (5) 特定旧法第15条第2項の指定旧供給区域等の減少

特定旧法第15条第2項の指定旧供給区域等の減少については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

### (6) 特定旧法第17条第5項の届出に係る指定旧供給区域等小売供給約款の変更命令

特定旧法第17条第5項の届出に係る指定旧供給区域等小売供給約款の変更命令については、同項に処分の基準が規定されているところであり、例えば、次のような場合とする。

#### ① 同項第1号関係

指定旧供給区域等小売供給約款において定められている計算式をもって、使用量等に応じた料

金が計算可能でない場合

② 同項第3号関係

指定旧供給区域等小売供給約款が、旧一般ガスみなしガス小売事業者指定旧供給区域等小売供給約款料金算定規則（平成29年経済産業省令第19号。以下「旧一般ガス料金算定規則」という。）に基づいて定められていることを前提とした上で、正当な理由に基づいて区別を行う場合を除き、全ての需要家に対して公平でない場合

(7) 特定旧法第17条第10項の届出に係る指定旧供給区域等小売供給約款の変更命令

特定旧法第17条第10項の届出に係る指定旧供給区域等小売供給約款の変更命令については、同条第9項に処分の基準が規定されているところであり、例えば、次のような場合とする。

① 同項第1号関係

料金の変更の内容として、特定旧法第17条第6項に規定する他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する目的以外の目的による変更が含まれている場合

② 同項第2号関係

指定旧供給区域等小売供給約款において定められている計算式をもって、使用量等に応じた料金が計算可能でない場合

③ 同項第4号関係

指定旧供給区域等小売供給約款が、旧一般ガス料金算定規則に基づいて定められていることを前提とした上で、正当な理由に基づいて区別を行う場合を除き、全ての需要家に対して公平でない場合

(8) 特定旧法第18条第1項の指定旧供給区域等小売供給約款等の変更の認可の申請命令

特定旧法第18条第1項の指定旧供給区域等小売供給約款等の変更の認可の申請命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、例えば、改正法附則第24条第1項の認可を受け、又は特定旧法第17条第4項若しくは第7項の規定により届け出られた指定旧供給区域等小売供給約款が認可を受け、又は届け出られた当時は合理的なものであったとしても、物価の大幅な変動や需要構成の著しい変化があるなど「社会的経済的事情の変動」により「著しく不相当となり、公共の利益の増進に支障がある」と認められる場合とする。

なお、その判断に当たっては、次の情報を勘案することとする。

① 旧一般ガスみなしガス小売事業者が、特定旧法第17条第4項の届出に当たって、例えば、その経営判断において、料金の引下げとともに内部留保の積増し等財務体質の強化を行うこととした場合において、その内部留保等に関して当該旧一般ガスみなしガス小売事業者が経営効率化計画等において行う自主的説明及び旧一般ガスみなしガス小売事業者と需要家との間に紛争が生じ、当事者間で解決できず、行政に紛争が持ち込まれた場合において、その過程において得られた情報

- ② みなしガス小売事業者部門別収支計算規則（平成29年経済産業省令第21号。以下「部門別収支計算規則」という。）に基づく部門別収支計算の結果を踏まえた料金設定の妥当性についての旧一般ガスみなしガス小売事業者の説明及び旧一般ガスみなしガス小売事業者と需要家との間に紛争が生じ、当事者間で解決できず、行政に紛争が持ち込まれた場合において、その過程で得られた情報
- ③ 改正法附則第24条第1項の認可を受け、又は特定旧法第17条第4項若しくは第7項の規定により届け出られた指定旧供給区域等小売供給約款における料金について、例えば、経済産業省による定期的な評価において値上げ認可申請の必要があると評価した場合であって、旧一般ガスみなしガス小売事業者が変更の認可申請の準備に着手しない場合にあつては、当該定期的な評価の結果及びその過程で得られた情報
- ④ 改正法附則第24条第1項の認可を受け、又は特定旧法第17条第4項若しくは第7項の規定により届け出られた指定旧供給区域等小売供給約款における料金について、当該料金（旧一般ガス料金算定規則第15条、第16条若しくは第17条の規定により同令第15条第2項、第16条第2項若しくは第17条第2項の規定により算定する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第24条第1項の指定旧供給区域等小売供給約款の認可を受け、若しくは特定旧法第17条第4項の規定により変更後の指定旧供給区域等小売供給約款を届け出た場合又は同令第23条の規定により同令第23条第2項各号に掲げる方法により算定した変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、特定旧法第17条第4項若しくは第7項の規定により変更後の指定旧供給区域等小売供給約款を届け出た場合にあつては、変更後の指定旧供給区域等小売供給約款の認可を受け、又はこれを届け出る前に定めていた指定旧供給区域等小売供給約款で設定した料金とし、旧一般ガス料金算定規則附則第2項の規定による廃止前の一般ガス事業供給約款料金算定規則（平成16年経済産業省令第16号。以下「旧料金算定規則」という。）第12条の2の規定により同条第2項の規定により算定する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧ガス事業法第17条第1項の変更の認可を受けた場合又は旧料金算定規則第16条の2の規定により同条第2項の規定により算定する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧ガス事業法第17条第4項若しくは第7項の規定により変更後の指定旧供給区域等小売供給約款を届け出た場合にあつては、変更後の指定旧供給区域等小売供給約款の認可を受け、又はこれを届け出る前に定めていた指定旧供給区域等小売供給約款で設定した料金とする。）を算定した際に定められた原価算定期間又は原資算定期間終了後に経済産業省が毎年度行う定期的な評価において、旧一般ガスみなしガス小売事業者の財務の状況が次のいずれかに該当すると認められることにより値下げ認可申請の必要があると評価した場合であつて、当該旧一般ガスみなしガス小売事業者が当該認可申請の準備に着手しない場合にあつては、当該定期的な評価の結果及びその過程で得られた情報。ただし、当該認可申請の可否を評価するに当たっては、災害その他特別の事情による純損失の有無を考慮するものとする。



イ 指定旧供給区域等需要部門の営業収益から営業費用を減じて得た額の当該営業収益に対する割合（以下「営業利益率」という。）及び小口需要部門（平成29年3月31日までに終了する事業年度に係るものに限る。以下同じ。）の営業利益率の直近3年度間の平均値（改正法附則第24条第1項の指定旧供給区域等小売供給約款の変更の認可又は旧ガス事業法第17条第1項の供給約款の変更の認可を受けた旧一般ガスみなしガス小売事業者（旧一般ガス料金算定規則第15条、第16条又は第17条の規定により同令第15条第2項、第16条第2項又は第17条第2項の規定により算定する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第24条第1項の指定旧供給区域等小売供給約款の変更の認可を受けた旧一般ガスみなしガス小売事業者及び旧料金算定規則第12条の2の規定により同条第2項の規定により算定する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧ガス事業法第17条第1項の変更の認可を受けた旧一般ガスみなしガス小売事業者を除く。）及び特定旧法第17条第4項又は旧ガス事業法第17条第4項の規定により変更後の指定旧供給区域等小売供給約款を届け出た旧一般ガスみなしガス小売事業者（旧一般ガス料金算定規則第23条の規定により同条第2項の規定により算定する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、特定旧法第17条第4項の規定により変更後の指定旧供給区域等小売供給約款を届け出た旧一般ガスみなしガス小売事業者及び旧料金算定規則第16条の2の規定により同条第2項の規定により算定する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧ガス事業法第17条第4項の規定により変更後の指定旧供給区域等小売供給約款を届け出た旧一般ガスみなしガス小売事業者を除く。）であって、変更後の指定旧供給区域等小売供給約款の実施日が直近2年度間に属する旧一般ガスみなしガス小売事業者にあつては、直近年度の営業利益率又は直近2年度間の営業利益率の平均値。ロにおいて同じ。）が改正法附則第22条第1項の義務を負う全ての旧一般ガスみなしガス小売事業者の直近10年度間の指定旧供給区域等需要部門の営業利益率及び小口需要部門の営業利益率の平均値を上回っており、かつ、指定旧供給区域等需要部門の超過利潤（指定旧供給区域等需要部門の当期純利益に支払利息等を加えること等により算定した額から料金設定時における指定旧供給区域等需要部門の事業報酬額を差し引いた額をいう。）及び小口需要部門の超過利潤（小口需要部門の当期純利益に支払利息等を加えること等により算定した額から料金設定時における小口需要部門の事業報酬額を差し引いた額をいう。）の累積額（改正法附則第24条第1項又は特定旧法第17条第3項の規定により指定旧供給区域等小売供給約款で設定した料金（旧一般ガス料金算定規則第15条、第16条又は第17条の規定により同令第15条第2項、第16条第2項又は第17条第2項の規定により算定する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定した料金及び同令第23条の規定により同令第23条第2項の規定により算定する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定した料金を除く。）又は旧ガス事業法第17条第1項又は第3項の規定により指定旧供給区域等小売供給約款で設定した料金（旧料金算定規則第12条の2の規定によ

り同令第12条の2第2項の規定により算定する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定した料金及び同令第16条の2の規定により同令第16条の2第2項の規定により算定する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定した料金を除く。)の実施以降のものに限る。)が本支管投資額(過去5年平均)又は事業報酬額のうち指定旧供給区域等需要部門に係る額を超過していること。なお、小口需要部門の超過利潤の累積額については、改正法の施行の際現に旧ガス事業法第17条第12項の規定により届出がされている選択約款で設定された料金その他の供給条件に係る超過利潤の累積額を除くものとする。

ロ 指定旧供給区域等需要部門の営業利益率及び小口需要部門の営業利益率の直近3年度間の平均値が改正法附則第22条第1項の義務を負う全ての旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等需要部門の営業利益率及び小口需要部門の営業利益率の直近10年度間の平均値を上回っており、かつ、一般需要部門の営業収益から営業費用を減じて得た額又は大口需要部門(平成29年3月31日までに終了する事業年度に係るものに限る。)の営業収益から営業費用を減じて得た額が直近2年度間連続して零未満であること。

(9) 特定旧法第18条第2項の指定旧供給区域等小売供給約款の変更処分

特定旧法第18条第2項の指定旧供給区域等小売供給約款の変更処分については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(10) 改正法附則第28条第1項の指定旧供給地点の指定

改正法附則第28条第1項の指定旧供給地点の指定の基準については、同項に定められておりであり、より具体的には「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第22条第1項及び第28条第1項の経済産業大臣の指定に係る処分基準等」(別添3)のとおりとする。

(11) 特別旧法第37条の7第1項において準用する同法第14条第1項のガス小売事業の登録の取消し

特定旧法第37条の7第1項において準用する同法第14条第1項のガス小売事業の登録の取消しについては、同項に取消しの基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(12) 特別旧法第37条の7第1項において準用する同法第14条第2項のガス小売事業の登録の取消し

特別旧法第37条の7第1項において準用する同法第14条第2項のガス小売事業の登録の取消しについては、同項に取消しの基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(13) 特別旧法第37条の7第1項において準用する同法第15条第1項の指定旧供給地点の増加の許可の取消し

特別旧法第37条の7第1項において準用する同法第15条第1項の指定旧供給地点の増加の許可の取消しについては、同項に取消しの基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(14) 特別旧法第37条の7第1項において準用する同法第15条第2項の指定旧供給地点の減少

特別旧法第37条の7第1項において準用する同法第15条第2項の指定旧供給地点の減少については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(15) 特別旧法第37条の7第1項において準用する同法第17条第5項の届出に係る指定旧供給地点小売供給約款の変更命令

特別旧法第37条の7第1項において準用する同法第17条第5項の届出に係る指定旧供給地点小売供給約款の変更命令については、上記第2(6)を準用することとする。この場合において、「旧一般ガスみなしガス小売事業者指定旧供給区域等小売供給約款料金算定規則(平成29年経済産業省令第19号。以下「旧一般ガス料金算定規則」という。)」とあるのは、「旧簡易ガスみなしガス小売事業者指定旧供給地点小売供給約款料金算定規則(平成29年経済産業省令第20号。以下「旧簡易ガス料金算定規則」という。)」と読み替えるものとする。

(16) 特別旧法第37条の7第1項において準用する同法第17条第10項の届出に係る指定旧供給地点小売供給約款の変更命令

特別旧法第37条の7第1項において準用する同法第17条第10項の届出に係る指定旧供給地点小売供給約款の変更命令については、上記第2(7)を準用することとする。この場合において、「旧一般ガス料金算定規則」とあるのは、「旧簡易ガス料金算定規則」と読み替えるものとする。

(17) 特別旧法第37条の7第1項において準用する同法第18条第1項の指定旧供給地点小売供給約款等の変更の認可の申請命令

特別旧法第37条の7第1項において準用する同法第18条第1項の指定旧供給地点小売供給約款等の変更の認可の申請命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、例えば、改正法附則第30条第1項の指定旧供給地点小売供給約款の認可を受け、又は特別旧法第37条の7第1項において準用する同法第17条第4項若しくは第7項の規定により届け出られた指定旧供給地点小売供給約款が、認可を受け、又は届け出られた当時は合理的なものであったとしても、例えば物価の大幅な変動や需要構成の著しい変化があるなど「社会的経済的事情の変動」により「著

しく不相当となり、公共の利益の増進に支障がある」と認められる場合とする。

なお、その判断に当たっては、次の情報を勘案することとする。

- ① 旧簡易ガスみなしガス小売事業者が、特別旧法第37条の7第1項において準用する同法第17条第4項の届出に当たって、例えば、その経営判断において、料金の引下げとともに内部留保の積増し等財務体質の強化を行うこととした場合において、その内部留保等に関して当該旧簡易ガスみなしガス小売事業者が経営効率化計画等において行う自主的説明及び旧簡易ガスみなしガス小売事業者と需要家との間に紛争が生じ、当事者間で解決できず、行政に紛争が持ち込まれた場合において、その過程において得られた情報
  - ② 部門別収支計算規則に基づく部門別収支計算の結果を踏まえた料金設定の妥当性についての旧簡易ガスみなしガス小売事業者の説明及び旧簡易ガスみなしガス小売事業者と需要家との間に紛争が生じ、当事者間で解決できず、行政に紛争が持ち込まれた場合において、その過程で得られた情報
  - ③ 改正法附則第30条第1項の認可を受け、又は特別旧法第37条の7第1項において準用する同法第17条第4項若しくは第7項の規定により届け出られた指定旧供給地点小売供給約款における料金について、例えば、経済産業省による定期的な評価において値上げ認可申請の必要があると評価した場合であって、旧簡易ガスみなしガス小売事業者が変更の認可申請の準備に着手しない場合にあっては、当該定期的な評価の結果及びその過程で得られた情報
- (18) 特別旧法第37条の7第1項において準用する同法第18条第2項の指定旧供給地点小売供給約款等の変更処分
- 特別旧法第37条の7第1項において準用する同法第18条第2項の指定旧供給地点小売供給約款等の変更処分については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

### 第3 その他

- (1) 改正法附則第22条第2項の指定旧供給区域等の指定の解除
- 改正法附則第22条第2項の指定旧供給区域等の指定の解除に係る基準については、同項に定められているとおりであり、より具体的には「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第22条第1項及び第28条第1項の経済産業大臣の指定に係る処分基準等」(別添3)のとおりとする。
- (2) 改正法附則第28条第2項の指定旧供給地点の指定の解除
- 改正法附則第28条第2項の指定旧供給地点の指定の解除に係る基準については、同項に定められているとおりであり、より具体的には「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第22条第1項及び第28条第1項の経済産業大臣の指定に係る処分基準等」(別添3)のとおりとする。

- 別添1 旧一般ガスみなしガス小売事業者指定旧供給区域等小売供給約款料金審査要領
- 別添2 旧簡易ガスみなしガス小売事業者指定旧供給地点小売供給約款料金審査要領
- 別添3 電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第22条第1項及び第28条第1項の経済産業大臣の指定に係る処分基準等

(別添1)

旧一般ガスみなしガス小売事業者指定  
旧供給区域等小売供給約款料金審査要領

## < 目 次 >

### 第1章 総則

### 第2章 審査の方法等

#### 第1 供給約款料金原価の算定に関する審査

#### 第2 認可料金に関する審査

### 第3章 効率化努力目標額の算定

#### 第1 一斉申請に係る効率化努力目標額の算定

#### 第2 単独申請に係る効率化努力目標額の算定

# 旧一般ガスみなしガス小売事業者指定旧供給区域等小売供給約款料金 審査要領

## 第1章 総則

### 1. 基本方針

- (1) 電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「改正法」という。）附則第24条第2項に規定する基準による同条第1項の指定旧供給区域等小売供給約款料金の認可に当たっては、この要領に従って審査（電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令（平成28年経済産業省令第33号。以下「経過措置省令」という。）第6条第2項第3号ニただし書の規定に該当するときは、第2章第2・5の審査に限る。）するものとする。
- (2) 供給約款料金原価は、改正法附則第24条第2項第1号の「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」となるよう、旧一般ガスみなしガス小売事業者指定旧供給区域等小売供給約款料金算定規則（平成29年経済産業省令第19号。以下「算定規則」という。）に基づき適正に供給約款料金原価を算定しているか否かにつき、次の第2章第1. 1. 及び2. の規定により、旧一般ガスみなしガス小売事業者（以下「事業者」という。）ごとに審査をした上、他の事業者が同時に申請した又は認可を受けた供給約款料金原価を勘案して、次の第2章第1. 3. 及び第3章の規定により、経営効率化努力の度合いを相対比較することにより審査するものとする。
- (3) 供給約款料金は、改正法附則第24条第2項第2号の「料金が定率又は定額をもって明確に定められていること。」、かつ、同項第4号の「特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。」となるよう、算定規則に定める方法に基づき適正に料金表を設定しているか否かにつき、次の第2章第2. の規定により審査するものとする。
- (4) 事業者が算定規則第28条に規定する事業者の定める算定方法により料金を算定した場合には、当該算定方法が算定規則の趣旨に適合しているか否か、当該算定方法が事業者の実状に即して合理的かつ妥当か否かについて、その根拠となる数値等の説明を求めて審査するものとする。
- (5) みなしガス小売事業者部門別収支計算規則（平成29年経済産業省令第21号。以下「部門別収支計算規則」という。）によって作成され、提出された直近事業年度末の一般需要部門に当期損失が生じており、当該損失を補填することを目的として供給約款料金を引き上げようとするものと認められる場合は、当該認可申請に係る供給約款料金の引き上げを認めないものとする。



## 2. 審査の結果の取り扱い

(1) 審査の結果については、事業者に対して指摘するものとする。

(2) 補正が必要な場合にあつては、(1)における指摘を踏まえ、事業者が申請を適正に補正したと認められる場合は、当該申請に係る料金を認可することとする。

## 3. 用語の定義

この要領において使用する用語は、改正法、ガス事業法（昭和29年法律第51号）、ガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号。）、ガス事業会計規則（昭和29年通商産業省令第15号）、算定規則及び部門別収支計算規則において使用する用語の例による。

## 4. 原価算定期間

変更後の供給約款で設定する料金を算定しようとする事業者に係る原価算定期間については、原則として3年間とする。ただし、原価の見通しが極めて困難な事情がある場合には、原価算定期間を1年間とすることも認める。

# 第2章 審査の方法等

## 第1. 供給約款料金原価の算定に関する審査

供給約款料金が改正法附則第24条第2項第1号に定める「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。」を満たすことについての審査は、以下の観点から行うこととする。

### 1. 総原価の算定に関する審査

(基本的考え方)

(1) 各費用について、原価として認めることが適当であるか否か、また、申請者が適切な効率化努力を行った場合における経営を前提として算定された額であるか否かについて審査する。

(2) 契約又は法令に基づき発生する費用のうち、算定方法の定めがあるものについては、事実関係や算定方法を確認する。

(3) 資材調達や工事・委託事業等に係る費用であつて、申請後に契約を締結し、又は契約締結に係る交渉を行うものについては、これまでの入札の実施等による効率化努力の実績や他の事業者によるコスト削減の状況等を踏まえつつ、コスト削減効果が適正に見込まれているか確認する。

(4) 従業員以外の者であってその業務内容が不明確なもの（相談役、顧問等）に係る費用や宿泊施設、体育施設その他の厚生施設（社宅・寮等であって、ガス事業を遂行するために必要と認められるものを除く。）に係る費用など、ガス事業を遂行するために必要であると認められないものについては、原価への算入を認めない。また、規制料金として回収することが社会通念上不適切なもの（交際費、政治献金、書画骨董等）については、原価への算入を認めない。

(5) 消費者物価及び雇用者所得等の変動見込み（エスカレーション）については、原則として原価への算入を認めない。

#### （営業費等）

(1) 営業費等は、営業費等の各項目ごとに、算定規則第4条及び第5条に定める方法に基づき適正に算定しているか否か、算定根拠が実績及び供給計画等を踏まえて妥当であるか否か、各項目の額が互いに又はその他の金額との関係において整合的か否か、並びに事業者が適切な効率化努力を行うことを前提として算定した額であるか否かにつき、算定の根拠となる数値その他の必要な説明を求めるとともに、値上げ認可時については、次のとおり審査する。

- ① 原材料費については、原価算定期間内に契約が満了するものについて、共同調達の実施や調達先の多様化等の努力を求め、その取組によって実現可能な効率化を反映する等、個別に可能な限り効率化努力を評価する。
- ② 労務費については、適切な効率化努力を行った場合における経営を前提として算定した額であるか否かについて、特に以下の観点から個別に審査する。生産性の低い事業者については、3.に記載する比較査定により追加的に効率化を求める。

ア、人員計画については、経費人員数の妥当性を確認する。

イ、役員数については、最大限の効率化努力を前提に、ガス事業の業務の執行上必要不可欠なものとなっているかを確認する。

ウ、従業員一人あたりの年間給与水準（給与、賞与等）については、「賃金構造基本統計調査」における常用労働者数区分における企業平均値を著しく上回らない範囲で、電気業、鉄道業、水道業等類似の公益企業の平均値と比較し、査定を行う（従業員1,000人未満の事業者にあっては、雇用の実態を考慮して査定を行う。）。査定に当たっては、地域間の賃金水準の差についても考慮する。役員給与や福利厚生費についても、同様の考え方を適用する。

- ③ 修繕費については、算定規則別表第1第1表（1）に掲げる方法に基づき適正に算定されているか否か、算定根拠が実績を踏まえて妥当であるか否かを確認する。

④ 設備関係費（減価償却費、固定資産除却費）

ア、設備投資について、①事業者の計画や正式な決定に基づくものであるか、②設備の現状等を踏まえて必要なものか、③設備投資の時期が適正か、④設備投資の数量等が過大となっていないか、⑤設備投資の単価が適切なコスト削減努力を実施することを前提に算定されているか等の観点から審査し、適正なものとなっていることを確認する。なお、経営効率化を評価するに当たっては、事業者一律の基準を設けることなく、個別に査定を行う。設備の調達等に当たり、複数の調達先があるものについて入札等を行うことを原則とし、入札等を経たものは査定を行うことなくそのまま原価として認める。

イ、減価償却費については、ガス事業の運営にとって真に不可欠な設備と認められない不使用設備等に係るものについては、原価への算入を認めない。

ウ、固定資産除却費のうち、除却損について、除却物品の帳簿原価から減価償却累計額等を控除した額から当該除却物品の全部又は一部について適正な売却価額の見積額を控除することを前提に原価への算入を認める。また、除却費用については、除却に要する工事費等が適正であるかを確認する。

⑤ 需給調整費については、調整力の確保に係る費用、必要調整力及び振替供給能力の算定根拠が実績及び供給計画等を踏まえて妥当であるか否か、算定規則別表第1第1表（1）に掲げる方法に基づき適正に算定されているか否かを確認する。その際、事業報酬相当額については、ガスの製造に係る資産の簿価及び製造設備能力に対する必要調整力の割合（以下単に「必要調整力の割合」という。）に応じて適正に算定されているか否か、法人税等相当額については、原価算定期間中の平均資本金額に適正な配当率を乗じて得た配当金及び利益準備金を基礎として算定した適正な法人税額、ガス事業に係るレートベースに対する製造部門に係るレートベースの割合並びに必要調整力の割合に応じて適正に算定されているか否かを確認する。

⑥ バイオガス調達費については、算定規則別表第1第1表（1）に掲げる方法に基づき適正に算定されているか否かを確認する。その際、バイオガス調達量については、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）に基づく告示の利用目標を踏まえて妥当であるか否かを確認する。

⑦ 需要調査・開拓費

ア、需要調査費については、公募による入札等を行うことを原則とし、入札等を経たものは査定を行うことなく原価への算入を認める。入札等を行わないものについては、個別査定を実施する。また、導管整備が相当程度進んでいると考えられる地域における需要調査分については、原価への算入を認めない。

イ、需要開拓費については、算定規則別表第1第1表（1）に掲げる方法に基づき、適正に算定されているかを確認する。その際、託送料金収入額増加額については、年間開発ガス量に基づき適切に算定されているか否か、

年間開発ガス量の算定根拠が実績及び供給計画等を踏まえて妥当であるか否かを確認する。適正な見積額であるか否かについては、需要開拓に係る公募手続等が公平性・透明性のある形で確実に実施される見込みがあるか、需要開拓に係る一件当たりの支払額は適正か、導管整備が相当程度進んでいると考えられる地域における需要開拓分まで含んでいないか等の観点から審査する。

⑧ 事業者間精算費

算定規則別表第1第1表(1)に掲げる方法に基づき適正に算定されているか否かを確認する。

⑨ その他の諸経費(消耗品費、委託作業費、試験研究費、需要開発費、雑費等)については、入札等を行うことを原則とし、入札等を経たものは査定を行うことなく原価への算入を認める。入札等を行わないものについては、個別査定を実施する。

ア 需要開発費については、メディア等におけるイメージ広告やガスの販売を単純に拡大するための費用については、ガス料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮すれば、原価への算入を認めない。インターネットやパンフレット等を利用したガス料金メニューの周知、需要家にとってガスの安全に関わる周知といった公益的な目的から行う情報提供については、原価に算入することを認める。

また、非安全型機器の取替促進のように、保安の確保の観点から行う活動に係る費用負担であるといった合理的な理由がある場合には、算定の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める。

イ 雑費のうち寄付金及び団体費については、ガス料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮すれば、原価への算入を認めない。ただし、災害時における共同復旧活動、保安レベルの維持・向上への取組み(保安に係る指針・基準等の策定、内管工事資格制度の運営、各種講習会の開催等)、資材の共同調達等個々の事業者では実施できないような活動を行う団体(一般社団法人、事業協同組合等)への加盟に係る費用負担であるといった合理的な理由がある場合には、算定の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める。

(事業報酬)

(2) 事業報酬は、以下の観点から審査するものとする。

① レートベース

算定規則第6条第2項に定める方法に基づき適正に算定しているか否か、算定根拠が実績及び供給計画等を踏まえて妥当であるか否か、各項目の額が互いに又は供給計画及び営業費等その他の数値との関係において整合的であるか否か、並びに事業者が適切な効率化努力を行うことを前提として算定した額であるか否かにつき、算定の根拠となる数値その他の必要な説明を求

めて審査する。

## ② 事業報酬率

算定規則第6条第3項に定める方法に基づき、同規則別表第1第2表の方法により経済産業大臣が別に告示する値を用いて、適正に算定しているか否かにつき、審査する。

(控除項目)

(3) 控除項目は、各項目ごとに、算定規則第7条に定める方法に基づき適正に算定しているか否か、算定根拠が実績及び供給計画等を踏まえて妥当か否か、各項目の額が互いに又はその他の金額との関係において整合的か否か、並びに事業者が適切な効率化努力を行うことを前提として算定した額であるか否かにつき、算定の根拠となる数値その他の必要な説明を求めて審査するものとする。

(総原価の分類)

(4) 総原価の製造費、供給販売費、一般管理費及びその他費への分類は、営業費の各科目、営業費等の各項目の発生原因等を踏まえて適切に分類されているか否かにつき、必要な説明を求めて審査するものとする。

(自助努力の及ばない費用の変動時における総原価の算定の特例)

(5) 上記1(1)から(3)まで、次の2及び3の規定にかかわらず、算定規則第15条第1項、第16条第1項又は第17条第1項の規定により原価が算定され、申請されたときは、総原価の算定に関する審査については、算定規則第15条、第16条又は第17条に定める方法に基づき適正に算定しているか否かにつき、必要な説明を求めて審査するものとする。

## 2. 供給約款料金原価の算定に関する審査

(1) 総原価の機能別原価への配分は、小口供給特定原価、大口・卸供給特定原価及び託送供給特定原価へ配分すべき原価が、適切に配分されているか否か、各特定原価に配分されている原価の内容とそれを各特定原価に配分すべき理由の説明を求めて審査する。

(2) 総原価の機能別原価への配分は、算定規則第9条に定める方法に基づき、事業者が機能別原価を適切に算定しているか否か、算定諸元の算定方法及び算定根拠が妥当か否か、各算定諸元が互いに整合的か否か並びに配分比の算定方法が適切か否かにつき、算定の根拠となる数値等の説明を求めて審査するものとする。

(3) 託送供給非関連原価又は機能別原価の部門別原価及び料金種別原価への配分は、算定規則第11条から第13条までに定める方法に基づき、事業者が部門別原価及び料金種別原価を適切に算定しているか否か、各算定諸元の算

定方法及び算定根拠が妥当か否か、各算定諸元が互いに整合的か否か並びに配分比の算定方法が適切か否かにつき、算定の根拠となる数値その他の必要な説明を求めて審査するものとする。

(4) 託送供給費用相当額の算定は、算定規則第13条第2項に定める方法に基づき適正に算定しているか否か、算定根拠が実績及び供給計画等を踏まえて妥当か否か、並びに認可の申請がされた供給約款と託送供給約款との需要種別ごとの料金との対応関係等を踏まえた適切な算定方法により算定した額であるか否かにつき、算定の根拠となる数値その他の必要な説明を求めて審査するものとする。

### 3. 比較査定

(1) 別表第1のグループ内の全部の事業者の申請（以下「一斉申請」という。）に係る効率化努力目標額は、第3章第1.に定めるところにより、当該グループ内の一の事業者の申請（以下「単独申請」という。）に係る効率化努力目標額は、第3章第2.に定めるところにより、それぞれ算定するものとする。

(2) 上記(1)の規定により算定した効率化努力目標額については、当該効率化努力目標額及びこれを事業者の算定した規制需要料金原価から差し引いた額を査定額として事業者に示すものとする。

### 4. 導管と小売の業務区分

(1) 託送供給約款制定事業者の営業費の審査に当たっては、営業所等で小売部門と導管部門が一体的に行っている業務について、業務の性質に応じてガス小売事業に関連する業務と一般ガス導管事業等に関連する業務に分類されていることを確認する。

(2) 供給販売費をガス小売事業分と一般ガス導管事業等分に按分して営業費を算定している場合には、例えば業務量調査等の結果をもとに算出される按分が妥当であることを確認する。

(3) 営業所等の業務内容について、標準的な業務及び業務区分（導管、小売、共通）は、以下の内容を確認する。

業務内容	具体的な業務内容	整理の考え方	業務区分
検針	検読・指示数確認	検針作業は、導管業務のため	導管
	検針票投函	検針結果の通知は、小売料金の通知業務であるため	小売

集金	小売料金算定	小売料金の算定に係る業務のため	小売
	小売料金請求・収納	小売料金の請求・収納に係る業務のため	小売
	小売料金督促	小売料金の支払督促に係る業務のため	小売
保安	内管漏洩検査	内管漏洩検査は、導管業務のため	導管
	消費機器保安調査・周知	消費機器保安調査・周知は、小売業務のため	小売
	緊急保安	緊急保安は、導管業務のため	導管
開閉栓	物理的な開閉栓作業	ガスメーターの開閉栓作業は、小売業務のため	小売
	検読・指示数確認	検針作業は、導管業務のため	導管
	内管漏洩検査	内管漏洩検査は、導管業務のため	導管
	消費機器保安調査・周知	消費機器保安調査・周知は、小売業務のため	小売
	小売料金・サービスの説明	小売の料金・サービス説明に係る業務のため	小売
受付	検針の受付・問合せ	検針作業は、導管業務のため	導管
	定期保安・開閉栓の受付・問合せ	受付内容に導管と小売の要素が混在しているため	共通
	小売料金の問合せ	小売料金の問合せに係る業務のため	小売
	機器の問合せ	消費機器に係る業務は、小売業務のため	小売

## 第2．認可料金に関する審査

### 1．料金表に関する審査

料金表は、算定規則第14条又は第18条に基づき適切に設定されているか否かにつき、算定の根拠となる数値等の説明を求めて審査するものとする。

### 2．収支相償に関する審査

供給約款料金は、原価算定期間中の需要想定値により算定される供給約款の料金収入額が、供給約款料金原価と一致するように供給約款料金表を設定しているか否か、料金収入の額の算定が適切か否かにつき、算定の根拠となる数値等の説明を求めて審査するものとする。

### 3. 「定率又は定額」に関する審査

改正法附則第24条第2項第2号に定める「料金が定率又は定額をもって明確に定められていること。」については、あらかじめ料金表等において明確に定められている基本料金や従量料金をもって、使用量等に応じた料金が計算可能であるか否かにつき審査するものとする。

### 4. 「不当な差別的取扱い」に関する審査

改正法附則第24条第2項第4号に定める「特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものではないこと。」については、算定規則に基づいて定められていることを前提とした上で正当な理由に基づいて一般的に区別を行う場合を除き、全ての需要家に対して平等であるか否かにつき審査するものとし、例えば、特定の者に過度に偏った負担を強いる料金になっていないか、合理的な考え方に基づかず公平性の観点から問題のある割引料金を設定していないか等の観点から審査するものとする。

### 5. 原料費調整制度に関する審査

(1) 原料費調整制度については、算定規則第25条に定める方法により適正に算定されているか否かにつき、算定の根拠となる数値その他の必要な説明を求めて審査するものとする。

(2) 事業者が基準平均原料価格を算定する際に、算定規則第25条第3項に規定する原料の購入価格の実績値を使用しようとする場合には同項に規定する「当該原料の購入価格の実績値の変動と当該貿易統計価格の変動との間に著しい乖離が生じており、かつ当該原料の購入に係る契約の内容の変更が困難であることその他の事情により当該乖離を縮小することが困難である場合」に該当するか否かについて、次の①又は②について必要な説明を求めて審査する。

① 原料の購入価格の実績値の変動と貿易統計価格の変動との間の著しい乖離により事業者の事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるか否か、原料の購入価格の実績値の変動と貿易統計価格の変動との間の著しい乖離の発生原因が、未だ原料費調整制度の創設前の調達契約に基づくものである場合又は調達契約に価格見直し条項が含まれていないため、原料価格の見直しができない場合等当該事業者の責めに帰すものではないか否か、現行の原料調達手段を代替する、より低廉かつ安定的な原料調達手段が存在しないか否か、並びに需要家に対する購入実績価格の推移の周知及び公表が実施されている



か否かにつき審査するものとする。

- ② 原料の購入価格の実績値の変動と貿易統計価格の変動との間の著しい乖離が公共の利益の増進に支障があると認められるその他の事情があるか否かにつき審査するものとする。

(3) 事業者が実績平均原料価格を算定する際に、算定規則第25条第6項の規定を適用する場合は、同項に規定する「各原料の購入単価以外の理由によりその変動が著しくなると見込まれるとき」に該当するか否か、及び当該特定期間が適切な期間であるか否かについて、それぞれ次の①又は②について必要な説明を求めて審査する。

① 調整を行う月の5月前から3月前の期間における各原料の購入価格の実績値の平均値の月ごとの変動が、購入単価以外の理由により著しくなるものであるか否かについて、その算定の根拠となる契約・数値等の説明を求めて審査するものとする。

② 特定期間における実績平均原料価格を基に算定した算定規則第25条第2項の規定により調整を行う額が、調整を行う月の5月前から3月前の期間で算定した額に比して、月ごとの料金の平準化が図られるものとなっているのか否かについてその算定の根拠となる数値等の説明を求めて審査するものとする。

(4) 事業者が算定規則第25条第6項の規定を適用しようとする場合は、同条第8項に規定する必要な調整措置について、図第1表に示す方法等のように、次に掲げる①から③までのいずれも満たす方法により調整措置を行うことに係る規定が設けられているか否かについてその算定の根拠となる数値等の説明を求めて審査するものとする。

① 算定規則第25条第8項に規定する「これらに伴う供給約款の変更」の前後において実績平均原料価格の算定期間が重複していないこと。

② 算定規則第25条第8項に規定する「これらに伴う供給約款の変更」の前後の実績平均原料価格について、当該実績平均原料価格の算定期間における各月の原料の購入価格が当該実績平均原料価格の算定上適切に算入されていること。

③ 調整措置により、調整を行う月ごとの料金が適切に平準化されていること。

## 6. 事業譲渡等に伴う供給約款料金の変更に係る審査

事業譲渡等の場合における特例については、算定規則様式第12第1表及び第2表の内容を審査し、算定規則第27条第2項及び第3項に適合するか否かにつき審査するものとする。

## 第3章 効率化努力目標額の算定

## 第1. 一斉申請に係る効率化努力目標額の算定

### 1. グルーピング

全事業者を需要構成（需要家数）の類似性や託送供給約款制定事業者であるか否かを勘案し、類似の事業者群ごとにグルーピングを行った上で、同一グループの事業者について、以下に掲げる方法により、効率化への取組み度合いについての比較を行うものとする。

なお、上記の考え方に従って行ったグルーピングの内容は、別表第1のとおりとする。

### 2. 比較原価項目群及び比較指標

比較の対象とする事業者に係る規制需要料金原価のうち、原材料費、修繕費、租税課金（法人税等を含む。）及び関係事業者間取引収益（控除項目）を除く原価項目群を「設備投資関連費用」及び「それ以外のもの（以下「一般諸経費」という。）」の二つの原価項目群（以下「比較原価項目群」という。）に区分し、ガス販売量（規制需要に係るものに限る。）で除した販売量当たり原価で比較することとする。

（1）設備投資関連費用は、次に掲げるものとする。

- ア. 減価償却費
- イ. 事業報酬（固定資産に係るものに限る。）
- ウ. 供給管費用（消耗品費に計上されるものに限る。）
- エ. 賃借料
- オ. 固定資産除却費
- カ. 控除項目のうち償却費、支払利息等に相当する項目

（2）一般諸経費は、次に掲げるものとする。

- ア. 労務費
- イ. 諸経費のうち電力料、水道料、使用ガス費、消耗品費（供給管費用を除く。）、運賃、旅費交通費、通信費、保険料、委託作業費、試験研究費、教育費、需要開発費、たな卸減耗費、貸倒償却、雑費
- ウ. 控除項目のうち比較対象除外項目に相当するもの及び設備投資関連費用としたもの以外のすべての項目

### 3. 比較方法

比較は、「設備投資関連費用」及び「一般諸経費」の二つの比較原価項目群につき、次に定めるところにより行うものとする。

（1）水準比較

事業者ごとの審査後の規制需要料金原価に占める「設備投資関連費用」及び「一般諸経費」の二つの比較原価項目群につき、販売量当たり原価を求めてそれぞれグループ内で比較し、点数評価を行うこととする。

## (2) 変化率比較

事業者ごとの審査後の規制需要料金原価に占める「設備投資関連費用」及び「一般諸経費」の二つの比較原価項目群につき、販売量当たり原価と直近の料金改定時における認可原価に占める同比較原価項目群ごとの販売量当たり原価との変化率を求めてそれぞれグループ内で比較し、点数評価を行うこととする。ただし、直近の料金改定以後の経過期間等に差が存する場合には、経過月数等を加味することにより同一グループ内の他の事業者との比較において公平を期すよう調整することとする。

## (3) 補正

(1) 及び (2) の比較については、事業者の経営効率化努力のみによっては解決し難い特殊要因に関して、次に定めるところにより補正を行うものとする。

### ① 個別補正

#### ア. 大規模投資

新工場建設や特殊な性格を持つ幹線導管の敷設等に係る投資が、当該投資を除く過去3か年の平均投資額の40パーセントを超えることとなる場合には、当該投資に係る減価償却費について、定率法による減価償却費と定額法による減価償却費との差額を比較原価項目群からあらかじめ控除するものとする。

#### イ. マイコンメーター

原価算定期間中に予定しているマイコンメーターの取付件数が当該事業者の全需要家件数の10パーセントを超えている場合には、当該超過部分について、当該事業者の平均的な1個当たりマイコンメーター原価で算定した額を比較原価項目群からあらかじめ控除するものとする。

### ② 共通補正

グループ内のすべての事業者の各比較原価項目群について、次の指標を用いて、統計分析に基づいた数的な処理（回帰分析）により補正を行うこととし、グループ別の具体的補正係数は申請後適宜公表するものとする。

#### <設備投資関連費用>

##### ア. 需要構成

##### イ. 需要原単位

##### ウ. 需要の伸び

#### <一般諸経費>

##### ア. 需要規模

- イ. 需要原単位
- ウ. 需要の伸び

#### (4) 点数評価の方法及び分類方法

事業者間の水準比較及び変化率比較において行う点数評価は、比較原価項目群ごとに、水準及び変化率について、それぞれ最上位を100点、最下位を0点とし、その他は比例法で点数化するものとする。

その上で、比較原価項目群ごとに、水準比較と変化率比較で得られた点数を合計し、これに応じてグループ内事業者を次の3つに分類するものとする。

- ① 第Ⅰ類（今後、効率化が進んでいくと認められる事業者）
- ② 第Ⅱ類（今後、一層の効率化が進められていくことが期待される事業者）
- ③ 第Ⅲ類（今後、より一層の効率化が進められていくことが期待される事業者）

上記の分類を行うに際し基準となる点数は、グループ内の事業者数に応じ、別表第2のとおりとする。

#### 4. 効率化努力目標額の算定

効率化努力目標額は、比較原価項目群ごとに算定した上で、これらを合計することにより算定するものとする。

その際、比較原価項目群ごとに設定する効率化努力目標額については、次のように算定するものとする。

- ①第Ⅰ類：0円とする
- ②第Ⅱ類：一層の経営効率化努力を促す観点から、補正後の比較原価項目群（入札等を実施した費用を除く。③において同じ。）に対し適正な一定の比率を乗じて算定するものとする。
- ③第Ⅲ類：より一層の経営効率化努力を促す観点から、補正後の比較原価項目群に対し適正な一定の比率（第Ⅱ類よりも大きな率）を乗じて算定するものとする。

なお、この適正な一定の比率については、当面、第Ⅱ類については0.5パーセント、第Ⅲ類については1パーセントとする。

#### 5. 効率化努力目標額の規制需要料金原価からの控除及び添付書類の補正の指示

上記4.により第Ⅱ類又は第Ⅲ類の評価をした事業者に対しては、算定規則様式第5第4表の小口供給部門原価整理表の規制需要料金原価の下に効率化努力目標額の欄を設け、第Ⅱ類又は第Ⅲ類の評価に相当する額を記載すること、並びに様式第5第5表若しくは第6表及び様式第6を作成することを指示するものとする。

### 第2. 単独申請に係る効率化努力目標額の算定

単独申請に係る効率化努力目標額は、上記第1.の一斉申請に係る効率化努力目標額の算定方法に準じて算定し、規制需要料金原価からの控除及び添付書類の補正の指示を行うものとする。ただし、①水準比較及び変化率比較の対象となる単独申請のあった事業者以外の事業者（以下「非申請事業者」という。）の販売量当たりの原価の算定、②単独申請のあった事業者の属するグループの水準比較及び変化率比較、③分類を行うに際し基準となる点数の算定は、次に定めるところにより行うものとする。

## 1. 非申請事業者の販売量当たりの原価の算定

非申請事業者の「設備投資関連費用」及び「一般諸経費」の二つの比較原価項目群の販売量当たりの原価は、認可のあった比較査定後の最も新しいものとする。

## 2. 水準比較

水準比較は、単独申請のあった事業者（以下「申請事業者」という。）の上記第1.3に準じて算定した二つの比較原価項目群の販売量当たりの原価と非申請事業者の上記第1.の二つの比較原価項目群の販売量当たりの原価とを申請事業者の属するグループ内でそれぞれ比較し、点数評価を行うものとする。

## 3. 変化率比較

変化率比較は、次により行うものとする。

### (1) 申請事業者の変化率の算定

上記第1.3.に準じて算定した二つの比較原価項目群の販売量当たりの原価を直近の料金改定時における認可原価に占める同比較原価項目群ごとの販売量当たりの原価で除し、経過月数等を加味し算定するものとする。

### (2) 非申請事業者の変化率の算定

上記1.の二つの比較原価項目群の販売量当たりの原価を前々回の料金改定時における認可原価に占める同比較原価項目群ごとの販売量当たりの原価で除し、経過月数等を加味し算定するものとする。

### (3) 点数評価

申請事業者と非申請事業者の二つの比較原価項目群の販売量当たりの原価の変化率を申請事業者の属するグループ内でそれぞれ比較し、点数評価を行うものとする。

## 4. 分類を行うに際し基準となる点数の算定

第I類から第III類に分類を行うに際し基準となる点数の算定は、上記第1.3.(4)の点数評価の方法により比較原価項目群ごとに、水準比較と変化率比較で得られた点数を合計した点数に、申請のあった改定率（小数点第二位四捨五入）に一〇を乗じて算定した点数を値下げ申請の場合は加算し、値上げ申請の場合は

減算し行うものとする。ただし、加算又は減算は、基準となる点数の上限又は下限を超えない範囲で行うものとする。

附 則〔平成29年3月31日 20170329 資庁第5号〕

1. この要領は、平成29年4月1日から施行する。
2. 一般ガス事業供給約款料金審査要領（平成13・01・08資庁第5号。以下「旧要領」という。）は、廃止する。
3. この要領の施行前に旧要領の規定により行った手続は、この要領の施行後もなおその効力を有する。

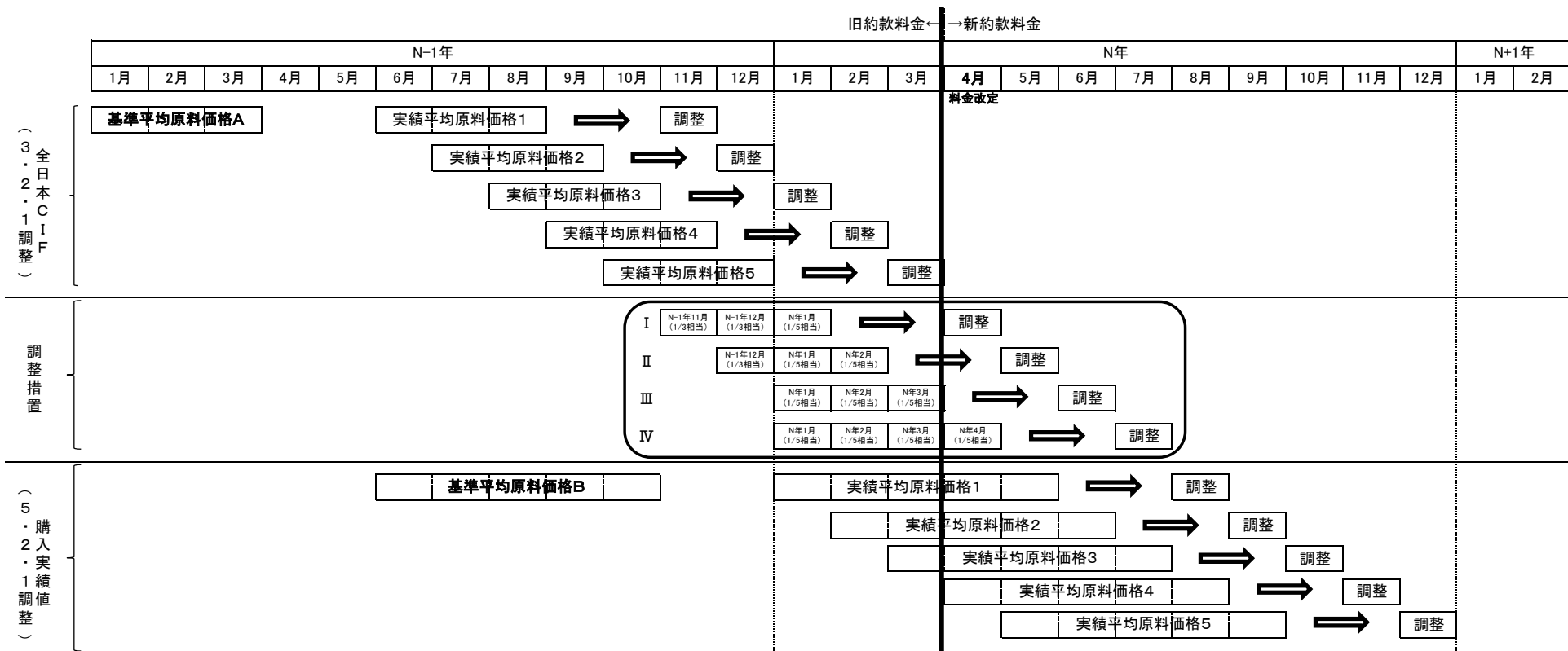
(別表第1)

	I	II	III	
	行政区当たり 需要家数 (15万件以上)	I以外の託送供給約款制定事 業者	その他	
東 北		仙南		
関 東	東京 京葉	京和 日本瓦斯 熱海		
中 部	東邦			
近 畿	大阪	河内長野		
中 国			浜田	
九 州			エコア 南海	

(別表第2)

区分	区分基準点数
第 I 類	122点以上200点以下
第 II 類	78点以上121点以下
第 III 類	0点以上 77点以下

【図表】料金改定(N年4月実施)により全日本CIFから購入実績値へ移行する場合  
 ([全日本CIF]3月実績:2月タイムラグ:毎月調整(3・2・1調整))→[購入実績値]5月実績:2月タイムラグ:毎月調整(5・2・1)]へ移行する一例



○計算式{(基準平均原料価格-実績平均原料価格)×換算係数(※)÷100=調整額} (注)標記を簡便化するため、以下の計算式において「×換算係数÷100」を省略しているものの、調整額に当該計算式を含めている。

Iの調整措置(計算式)

$$\{(\text{基準平均原料価格A}-[\text{N-1年11月原料価格}])\rightarrow\text{調整額}\times 1/3\} + \{(\text{基準平均原料価格A}-[\text{N-1年12月原料価格}])\rightarrow\text{調整額}\times 1/3\} + \{(\text{基準平均原料価格B}-[\text{N年1月原料価格}])\rightarrow\text{調整額}\times 1/5\}$$

IIの調整措置(計算式)

$$\{(\text{基準平均原料価格A}-[\text{N-1年12月原料価格}])\rightarrow\text{調整額}\times 1/3\} + \{(\text{基準平均原料価格B}-[\text{N年1月原料価格}])\rightarrow\text{調整額}\times 1/5\} + \{(\text{基準平均原料価格B}-[\text{N年2月原料価格}])\rightarrow\text{調整額}\times 1/5\}$$

IIIの調整措置(計算式)

$$\{(\text{基準平均原料価格B}-[\text{N年1月原料価格}])\rightarrow\text{調整額}\times 1/5\} + \{(\text{基準平均原料価格B}-[\text{N年2月原料価格}])\rightarrow\text{調整額}\times 1/5\} + \{(\text{基準平均原料価格B}-[\text{N年3月原料価格}])\rightarrow\text{調整額}\times 1/5\}$$

IVの調整措置(計算式)

$$\{(\text{基準平均原料価格B}-[\text{N年1月原料価格}])\rightarrow\text{調整額}\times 1/5\} + \{(\text{基準平均原料価格B}-[\text{N年2月原料価格}])\rightarrow\text{調整額}\times 1/5\} + \{(\text{基準平均原料価格B}-[\text{N年3月原料価格}])\rightarrow\text{調整額}\times 1/5\} + \{(\text{基準平均原料価格B}-[\text{N年4月原料価格}])\rightarrow\text{調整額}\times 1/5\}$$

(※)換算係数:算定規則別表第8に基づき算定した値



(別添2)

旧簡易ガスみなしガス小売事業者指定  
旧供給地点小売供給約款料金審査要領

## < 目 次 >

### 第1章 総則

### 第2章 審査の方法等

#### 第1 供給約款料金原価の算定に関する審査

#### 第2 認可料金に関する審査

# 旧簡易ガスみなしガス小売事業者指定旧供給地点小売供給約款料金審査要領

## 第1章 総則

### 1. 基本方針

- (1) 電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「改正法」という。）附則第30条第2項に規定する基準による同条第1項の指定旧供給地点小売供給約款料金の認可に当たっては、この要領に従って審査するものとする。
- (2) 供給約款料金原価は、改正法附則第30条第2項第1号の「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」となるよう、旧簡易ガスみなしガス小売事業者指定旧供給地点小売供給約款料金算定規則（平成29年経済産業省令第20号。以下「算定規則」という。）に基づき適正に供給約款料金原価を算定しているか否かにつき、次の第2章第1.の規定により、供給地点群ごとに審査するものとする。
- (3) 供給約款料金は、改正法附則第30条第2項第2号の「料金が定率又は定額をもって明確に定められていること。」、かつ、同項第4号の「特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。」となるよう、算定規則に定める方法に基づき適正に料金表を設定しているか否かにつき、次の第2章第2.の規定により審査するものとする。
- (4) みなしガス小売事業者部門別収支計算規則（平成29年経済産業省令第 号。以下「部門別収支計算規則」という。）によって作成され、提出された直近事業年度末の一般需要部門に当期損失が生じており、当該損失を補填することを目的として供給約款料金を引き上げようとするものと認められる場合は、当該認可申請に係る供給約款料金の引き上げを認めないものとする。

### 2. 審査の結果の取り扱い

- (1) 審査の結果については、旧簡易ガスみなしガス小売事業者（算定規則第19条の規定に基づき供給約款料金を算定しようとする旧一般ガスみなしガス小売事業者を含む。以下「事業者」という。）に対して指摘するものとする。
- (2) 補正が必要な場合にあつては、(1)における指摘を踏まえ、事業者が申請を適正に

補正したと認められる場合は、当該申請に係る料金を認可することとする。

### 3. 用語の定義

この要領において使用する用語は、改正法、ガス事業法（昭和29年法律第51号）、ガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号。）、ガス事業会計規則（昭和29年通商産業省令第15号）、算定規則及び部門別収支計算規則において使用する用語の例による。

## 第2章 審査の方法等

### 第1. 供給約款料金原価の算定に関する審査

供給約款料金が改正法附則第30条第2項第1号に定める「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。」を満たすことについての審査は、以下の観点から行うこととする。

#### 1. 総原価の算定に関する審査

(1) 営業費等は、営業費等の各項目ごとに、算定規則第5条及び第6条に定める方法に基づき適正に算定しているか否か、算定根拠が実績及びガスの販売量等を踏まえて妥当であるか否か、各項目の額が互いに又はその他の金額との関係において整合的か否か、並びに事業者が適切な効率化努力を行うことを前提として算定した額であるか否かにつき、算定の根拠となる数値その他の必要な説明を求めて審査する。

(2) 事業報酬は、以下の観点から審査するものとする。

##### ① 有形固定資産投資額

算定規則第4条に定める方法に基づき適正に算定しているか否か、算定根拠が実績及びガスの販売量等を踏まえて妥当であるか否か、各項目の額が互いに又はガスの販売量及び営業費等その他の数値との関係において整合的であるか否か、並びに事業者が適切な効率化努力を行うことを前提として算定した額であるか否かにつき、算定の根拠となる数値その他の必要な説明を求めて審査する。

##### ② 事業報酬率

算定規則第7条に基づき、経済産業大臣が別に算定し、各事業者に通知する値を用いて、適正に算定しているか否かにつき、審査する。

(3) 法人税及び地方法人税並びに住民税は、算定規則別表第3第1表（2）及び地方税法

に定める方法による標準税率を用いて、適正に算定しているか否かにつき、審査する。

## 2. 供給約款料金原価の算定に関する審査

(1) 総原価の機能別原価への配分は、算定規則第9条に定める方法に基づき、事業者が機能別原価を適切に算定しているか否か、算定諸元の算定方法及び算定根拠が妥当か否か、各算定諸元が互いに整合的か否か並びに配分比の算定方法が適切か否かにつき、算定の根拠となる数値等の説明を求めて審査するものとする。

(2) 機能別原価の需要種別原価への配分は、算定規則第10条に定める方法に基づき、事業者が適切に算定しているか否か、各算定諸元の算定方法及び算定根拠が妥当か否か、各算定諸元が互いに整合的か否か並びに配分比の算定方法が適切か否かにつき、算定の根拠となる数値その他の必要な説明を求めて審査するものとする。

## 第2. 認可料金に関する審査

### 1. 料金表に関する審査

料金表は、算定規則第11条に基づき適切に設定されているか否かにつき、算定の根拠となる数値等の説明を求めて審査するものとする。

### 2. 収支相償に関する審査

供給約款料金は、原価算定期間中のガスの販売量等により算定される供給約款の料金収入額が、供給約款原価と一致するように供給約款料金表を設定しているか否か、料金収入の額の算定が適切か否かにつき、算定の根拠となる数値等の説明を求めて審査するものとする。

### 3. 「定率又は定額」に関する審査

改正法附則第30条第2項第2号に定める「料金が定率又は定額をもって明確に定められていること。」については、原則としてあらかじめ料金表等において明確に定められている基本料金や従量料金をもって、使用量等に応じた料金が計算可能であるか否かにつき審査するものとする。

### 4. 「不当な差別的取扱い」に関する審査

改正法附則第30条第2項第4号に定める「特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものではないこと。」については、算定規則に基づいて定められていることを前提とした上で

正当な理由に基づいて一般的に区別を行う場合を除き、すべての需要家に対して平等であるか否かにつき審査するものとする。

#### 5. 原料費調整制度に関する審査

原料費調整制度については、算定規則第16条に定める方法により適正に算定されているか否かにつき、算定の根拠となる数値その他の必要な説明を求めて審査するものとする。

附 則〔平成29年3月31日20170329資第5号〕

1. この要領は、平成29年4月1日から施行する。
2. 簡易ガス事業供給約款料金審査要領（平成16・12・10資庁第9号。以下「旧要領」という。）は廃止する。
3. この要領の施行前に旧要領の規定により行った手続は、この要領の施行後もなおその効力を有する。

(別添3)

電気事業法等の一部を改正する等の法律  
附則第22条第1項及び第28条第1項  
の経済産業大臣の指定に係る処分基準等

## 電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第22条第1項及び第28条第1項の経済産業大臣の指定に係る処分基準等

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「改正法」という。）附則第22条第1項及び第28条第1項の経済産業大臣の指定に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第12条第1項の処分基準等は、次のとおりとする。

### 第1 改正法附則第22条第1項の経済産業大臣の指定

改正法附則第22条第1項の経済産業大臣の指定に係る処分基準については、同項に指定の基準が規定されているところであり、より具体的には次のような場合とする。ただし、改正法第5条の規定による改正前のガス事業法（昭和29年法律第51号。以下「旧ガス事業法」という。）第6条第2項第3号の供給区域（以下この第1において「旧供給区域」という。）又は同号の供給地点（以下この第1において「旧供給地点」という。）に係る旧一般ガスみなしガス小売事業者が地方公共団体である場合及び旧供給地点が同一棟内に独立して住宅等の用に供せられる部分が複数ある建築物（以下「集合住宅等」という。）のみに係る場合にあっては、当該指定は行わないものとする。

(1) 旧供給区域に係る経済産業大臣の指定に係る処分基準については、次のいずれにも該当する場合とする。ただし、次の場合に該当しない場合であっても、当該旧供給区域に係る旧一般ガスみなしガス小売事業者が①の場合に該当させないことを目的として、その従業員に営業活動の縮小等を指示したことにより①の場合に該当しない場合その他の適正な競争関係が確保されていると認められない場合には、当該指定を行うものとする。

① 当該旧供給区域における直近の家庭用調定件数（旧ガス事業法第2条第14項の規定により一般ガス事業とみなされる簡易ガス事業（以下この第1において「みなし一般ガス事業」という。）に係る家庭用調定件数を除く。）を、当該旧供給区域における直近の一般世帯数（当該旧供給区域に係る旧一般ガスみなしガス小売事業者及び当該旧一般ガスみなしガス小売事業者の関係会社（子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。）、親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。）その他これに準ずるもの及び親会社等その他これに準ずるものの子会社等をいう。以下同じ。）から他の財（当該旧一般ガスみなしガス小売事業者が一般ガス事業（みなし一般ガス事業を除く。以下この（1）において同じ。）として供給するガス以外の財をいう。以下この（1）において同じ。）を購入していた一般世帯数を除く。）で除して得た値（以下この（1）において「都市ガス利用率」という。）が、100分の50を超える場合。

② 以下の評価式を満たす場合

$$A / 0.5 \times 1 / 2 > B / C \cdot A = a + b$$

a：当該旧供給区域における小口需要（ガス事業法施行規則の一部を改正する省令（平成29年経済産業省令第15号）による改正前のガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省



令第97号。以下「旧規則」という。)第3条第1項各号に掲げる要件のいずれかに適合しない需要をいう。以下この第1及び第3において同じ。)に係る直近3年間の新築物件のうち、当該旧一般ガスみなしガス小売事業者によるガスの供給(一般ガス事業として行うガスの供給に限る。以下この②において同じ。)を採用した新築物件の件数

b：当該旧供給区域における小口需要に係る既築物件のうち、他の財を購入していた者(当該旧一般ガスみなしガス小売事業者及び当該旧一般ガスみなしガス小売事業者の関係会社から他の財を購入していた者を除く。)が、直近3年間に当該旧一般ガスみなしガス小売事業者によるガスの供給に切り替えた既築物件の件数

・  $B = c + d$

c：当該旧供給区域における小口需要に係る直近3年間の新築物件のうち、他の財の購入を採用した新築物件の件数(当該旧一般ガスみなしガス小売事業者及び当該旧一般ガスみなしガス小売事業者の関係会社からの他の財の購入を採用した新築物件の件数を除く。)

d：当該旧供給区域における小口需要に係る既築物件のうち、当該旧一般ガスみなしガス小売事業者によるガスの供給を受けていた者が、直近3年間に他の財に切り替えた既築物件の件数(当該旧一般ガスみなしガス小売事業者及び当該旧一般ガスみなしガス小売事業者の関係会社が販売する他の財に切り替えた既築物件の件数を除く。)

・ C：当該旧一般ガスみなしガス小売事業者の都市ガス利用率

(2) 旧供給地点に係る経済産業大臣の指定に係る処分基準については、次のいずれにも該当する場合とする。ただし、次の場合に該当しない場合であっても、当該旧供給地点に係る旧一般ガスみなしガス小売事業者が①の場合に該当させないことを目的として、その従業員に営業活動の縮小等を指示したことにより①の場合に該当しない場合その他の適正な競争関係が確保されていると認められない場合には、当該指定を行うものとする。

① 当該旧供給地点に係る旧ガス事業法第6条第2項第3号の供給地点群における直近の家庭用調定件数を、当該供給地点群に係る直近の旧供給地点の数(当該旧供給地点に係る旧一般ガスみなしガス小売事業者及び当該旧一般ガスみなしガス小売事業者の関係会社から他の財(当該旧一般ガスみなしガス小売事業者がみなし一般ガス事業として供給するガス以外の財をいう。以下この(2)において同じ。)を購入していた旧供給地点の数を除く。)から空き地及び空き家の数を控除して得た値で除して得た値(以下この(2)において「旧一般ガスみなしガス小売事業者のシェア」という。)が、100分の50を超える場合。

② 以下の評価式を満たす場合

$$A / 0.5 \times 1 / 2 > B / C$$

・  $A = a + b$

a：当該供給地点群における小口需要に係る直近3年間の新築物件のうち、旧一般ガスみなしガス小売事業者によるガスの供給(みなし一般ガス事業として行うガスの供給に限る。以下この②において同じ。)を採用した新築物件の件数

b：当該供給地点群における小口需要に係る既築物件のうち、他の財を購入していた者（当該旧一般ガスみなしガス小売事業者及び当該旧一般ガスみなしガス小売事業者の関係会社から他の財を購入していた者を除く。）が、直近3年間に当該旧一般ガスみなしガス小売事業者によるガスの供給に切り替えた既築物件の件数

・  $B = c + d$

c：当該供給地点群における小口需要に係る直近3年間の新築物件のうち、他の財の購入を採用した新築物件の件数（当該旧一般ガスみなしガス小売事業者及び当該旧一般ガスみなしガス小売事業者の関係会社からの他の財の購入を採用した新築物件の件数を除く。）

d：当該供給地点群における小口需要に係る既築物件のうち、当該旧一般ガスみなしガス小売事業者によるガスの供給を受けていた者が、直近3年間に他の財に切り替えた既築物件の件数（当該旧一般ガスみなしガス小売事業者及び当該旧一般ガスみなしガス小売事業者の関係会社が販売する他の財に切り替えた既築物件の件数を除く。）

・ C：当該旧一般ガスみなしガス小売事業者のシェア

## 第2 改正法附則第28条第1項の経済産業大臣の指定

改正法附則第28条第1項の経済産業大臣の指定に係る処分基準については、同項に指定の基準が規定されているところであり、より具体的には次のいずれにも該当する場合とする。ただし、旧ガス事業法第37条の5第2項第3号の供給地点（以下この第2において「旧供給地点」という。）に係る旧簡易ガスみなしガス小売事業者が地方公共団体である場合及び旧供給地点が集合住宅等のみに係る場合であっても、当該指定は行わないものとする。ただし、次の場合に該当しない場合であっても、当該旧供給地点に係る旧簡易ガスみなしガス小売事業者が①の場合に該当させないことを目的として、その従業員に営業活動の縮小等を指示したことにより①の場合に該当しない場合その他の適正な競争関係が確保されていると認められない場合には、当該指定を行うものとする。

① 当該旧供給地点に係る旧ガス事業法第37条の2の供給地点群における直近の家庭用調定件数を、当該供給地点群における直近の旧供給地点の数（当該旧供給地点に係る旧簡易ガスみなしガス小売事業者及び当該旧簡易ガスみなしガス小売事業者の関係会社から他の財（当該旧簡易ガスみなしガス小売事業者が簡易ガス事業として供給するガス以外の財をいう。以下この第2において同じ。）を購入していた旧供給地点の数を除く。）から空き地及び空き家の数を控除して得た値で除して得た値（以下この第2において「旧簡易ガスみなしガス小売事業者のシェア」という。）が、100分の50を超える場合。

② 以下の評価式を満たす場合

$$A / 0.5 \times 1 / 2 > B / C$$

・  $A = a + b$

a：当該供給地点群における小口需要（旧規則第73条第1項各号に掲げる要件のいずれかに適合しない需要をいう。以下この②及び第4において同じ。）に係る直近3年間の新築物件のうち、当該旧簡易ガスみなしガス小売事業者によるガスの供給（簡易ガス事業として

行うガスの供給に限る。以下この②において同じ。)を採用した新築物件の件数

b：当該供給地点群における小口需要に係る既築物件のうち、他の財を購入していた者（当該旧簡易ガスみなしガス小売事業者及び当該旧簡易ガスみなしガス小売事業者の関係会社から他の財を購入していた者を除く。）が、直近3年間に当該旧簡易ガスみなしガス小売事業者によるガスの供給に切り替えた既築物件の件数

・ B = c + d

c：当該供給地点群における小口需要に係る直近3年間の新築物件のうち、他の財の購入を採用した新築物件の件数（当該旧簡易ガスみなしガス小売事業者及び当該旧簡易ガスみなしガス小売事業者の関係会社からの他の財の購入を採用した新築物件の件数を除く。）

d：当該供給地点群における小口需要に係る既築物件のうち、当該旧簡易ガスみなしガス小売事業者によるガスの供給を受けていた者が、直近3年間に他の財に切り替えた既築物件の件数（当該旧簡易ガスみなしガス小売事業者及び当該旧簡易ガスみなしガス小売事業者の関係会社が販売する他の財に切り替えた既築物件の件数を除く。）

・ C：当該旧簡易ガスみなしガス小売事業者のシェア

### 第3 改正法附則第22条第2項の経済産業大臣の指定の解除

改正法附則第22条第2項の経済産業大臣の指定の解除については、同項に解除の基準が定められているところであるが、より具体的には次のいずれかに該当する場合とする。ただし、次のいずれかの場合に該当する場合であっても、当該指定旧供給区域等に係る旧一般ガスみなしガス小売事業者が（1）の場合に該当させることを目的として、その従業員に営業活動の縮小等を指示したことにより（1）の場合に該当する場合その他の適正な競争関係が確保されていると認められない場合には、当該解除を行わないものとする。

（1） 改正法附則第1条第5号に掲げる規定の施行日（平成29年4月1日）以後における他のガス小売事業者との競争関係も踏まえ、第1（1）①若しくは②又は第1（2）①若しくは②のいずれかに該当しなくなった場合。ただし、第1（1）②又は第1（2）②に該当しなくなった原因が他のガス小売事業者によるガスの供給を採用した新築物件の件数又は他のガス小売事業者によるガスの供給に切り替えた既築物件の件数である場合にあっては、①当該他のガス小売業者に十分な供給余力があること及び②当該指定旧供給区域等の小口需要におけるガスの小売全面自由化に係る認知度が100分の50以上であること。

（2） 以下の評価式を満たす場合であって、他のガス小売業者に十分な供給余力があること。

$$A/B \geq 0.1$$

・ A：直近1年間の当該指定旧供給区域等における小口需要に係る他のガス小売事業者によるガス販売量

・ B：直近1年間の当該指定旧供給区域等における小口需要に係る総ガス販売量

（3） ①当該指定旧供給区域等における直近3年間の小口需要（旧一般ガスみなしガス小売事業者

によるガスの供給を採用するものに限る。以下この（３）において同じ。）に係る小売料金の平均単価が連続して下落していること及び②当該旧一般ガスみなしガス小売事業者と交渉により合意した料金その他の供給条件でガスの供給を受ける小口需要の直近の件数が当該指定旧供給区域等において指定旧供給区域等小売供給約款に基づいてガスの供給を受ける小口需要の直近の件数と同等以上であること。

#### 第４ 改正法附則第２８条第２項の経済産業大臣の指定の解除

改正法附則第２８条第２項の経済産業大臣の指定の解除については、同項に解除の基準が定められているところであるが、より具体的には次のいずれかに該当する場合とする。ただし、次のいずれかの場合に該当する場合であっても、当該指定旧供給地点に係る旧簡易ガスみなしガス小売事業者が（１）の場合に該当させることを目的として、その従業員に営業活動の縮小等を指示したことにより（１）の場合に該当する場合その他の適正な競争関係が確保されていると認められない場合には、当該解除を行わないものとする。

（１） 改正法附則第１条第５号に掲げる規定の施行日（平成２９年４月１日）以後における他のガス小売事業者との競争関係も踏まえ、第２①若しくは②のいずれかに該当しなくなった場合又はその他の適正な競争関係が確保されていると認められない場合に該当しなくなった場合。

（２） ①当該指定旧供給地点における直近３年間の小口需要（旧簡易ガスみなしガス小売事業者によるガスの供給を採用するものに限る。以下この（２）において同じ。）に係る小売料金の平均単価が連続して下落していること及び②当該旧簡易ガスみなしガス小売事業者と交渉により合意した料金その他の供給条件でガスの供給を受ける小口需要の直近の件数が当該指定旧供給地点において指定旧供給地点小売供給約款に基づいてガスの供給を受ける小口需要の直近の件数と同等以上であること。